

WWB株式会社  
代表取締役 龍 潤生 殿

山梨県知事 後藤 斎

意見提出不要通知書

平成30年5月23日付けで送付された次の事業に係る事業者見解書については、意見を述べる必要がないと認めるので、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例第12条第5項の規定により通知します。

なお、当該事業に関して他の法令に基づく手続を行う場合には、事業者見解書に記載された景観の保全のための措置について配慮するとともに、当該他の法令ごとに、別途、景観の保全に関する指導が行われる場合があることに留意してください。

対象事業の名称	（仮称）富士河口湖太陽光発電設備設置事業
対象事業の種類	森林において土地の形質の変更を行う事業、太陽光発電施設の新築
対象事業の規模	事業区域の面積：38,565m <sup>2</sup>
対象事業の実施に係る区域の位置	山梨県南都留郡富士河口湖町船津字西見返し6,162番2外20筆

県民生活部世界遺産富士山課  
保全管理担当  
TEL 055(223)1330